

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

環境農政局

目

次

ページ

1 神奈川県漁港管理条例 新旧対照表..... 1

1 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(占有の許可等) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の占有の有効期間は、工作物の設置を目的とする占有にあつては1年を、その他のものにあつては<u>1月を超える</u>ことができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略)</p>	<p>(占有の許可等) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の占有の有効期間は、工作物の設置を目的とする占有にあつては1年を、その他のものにあつては<u>1箇月をこえる</u>ことができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略)</p>

別表第2（第12条関係）

1 利用料

(略)	(略)	(略)	(略)	
停係泊料	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 年	(略)
		ヨット又はボートであつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 年	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第2（第12条関係）

1 利用料

(略)	(略)	(略)	(略)	
停係泊料	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 箇年	(略)
		ヨット又はボートであつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 箇年	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

2 占用料

(1) 次の表の区分の欄に掲げる物件を設置するための占用

区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港
第一種電柱	1 本 1 年	1,560円	1,880円
第二種電柱		2,400円	2,890円
第三種電柱		3,240円	3,890円
第一種電話柱		1,400円	1,680円
第二種電話柱		2,230円	2,690円
第三種電話柱		3,070円	3,690円
その他の柱類		140円	170円
看板	表示面積 1平方メ	1,510円	4,730円

2 占用料

電 柱	1 本 1 箇年につき 2,790円	
支線柱及び支線	1 本 (条) 1 箇年につき 740円	
その他の柱類	1 本 1 箇年につき 160 円	
看 板	表示面積 1 平方メートル 1 箇年につき 4,580円	
標 識	1 本 1 箇年につき 2,590円	
	外径が0.07 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 箇年につ き 68円
	外径が0.07 メートル以	同 97円

改正				現行			
		二ト ル1 年					
	標識	1本 1年	2,230円	2,690円			
管類	外径が 0.07メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル1 年	59円	70円	管類	上0.1メー トル未満の もの	
	外径が 0.07メ ートル 以上 0.1メ ートル 未満の もの		84円	100円		外径が 0.1 メートル以 上 0.15メ ートル未満 のもの	同 150円
	外径が 0.1メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの		130円	150円		外径が0.15 メートル以 上0.2メー トル未満の もの	同 190円
	外径が 0.15メ ートル 以上 0.2メ ートル 未満の もの		170円	200円		外径が0.2 メートル以 上0.3メー トル未満の もの	同 290円
	外径が 0.2メ ートル 以上 0.3メ ートル 未満の もの		250円	300円		外径が0.3 メートル以 上0.4メー トル未満の もの	同 390円
	外径が 0.2メ ートル 以上 1メー ートル 未満の もの					外径が0.4 メートル以 上0.7メー トル未満の もの	同 680円
	外径が 0.3メ ートル 以上 0.4メ ートル 未満の もの		340円	400円		外径が0.7 メートル以 上1メー トル未満の もの	同 970円
					外径が2メ ートル以上 のもの	同 3,890円	
					上記 に掲 げる もの 以外 の目 的 のため の占 用		$\frac{\text{当該土地の価額} \times \frac{3}{100}}{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}} \times \frac{\text{当該土地の面積}}{\text{占有日数}}$ の算式に $\frac{365}{365}$ より算定した額
					占有期間が 1箇月未満		$\text{当該土地の価額} \times \frac{3}{100}$

改 正				現 行	
	外径が 0.4メ ートル 以上 0.7メ ートル 未満の もの		590円	700円	$\frac{\text{当該土地のうち占用される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占用日数}}{365} \times \text{消費税率等に1を加えた率の算式により算定した額}$
	外径が 0.7メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの		840円	1,010円	
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの		1,680円	2,010円	
	外径が 2メー トル以 上のも の		3,350円	4,030円	
線類	上空に 設ける もの		14円	17円	
	地下に 設ける もの		8円	10円	

(2) (1)以外の目的のための占用

占用期間が1 月以上のもの	$\frac{\text{当該土地の価額}}{100} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{当該土地のうち占用される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占用日数}}{365}$
占用期間が1 月未満のもの	$\frac{\text{当該土地の価額}}{100} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{当該土地のうち占用される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占用日数}}{365} \times \text{消費税率等に1を加えた率の算式により算定した額}$

改 正		現 行	
備考1・2 (略)		備考1・2 (略)	
3 漁船については、継続する停係泊の期間が <u>1月</u> までの間の停係泊料は、徴収しない。		3 漁船については、継続する停係泊の期間が <u>1箇月</u> までの間の停係泊料は、徴収しない。	
4・5 (略)		4・5 (略)	
6 停係泊料を年をもつて算定する停係泊であつて、停係泊の期間が <u>1年未満</u> である場合又はその期間に <u>1年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1月</u> とみなす。		6 停係泊料を年をもつて算定する停係泊であつて、停係泊の期間が <u>1箇年未満</u> である場合又はその期間に <u>1箇年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1箇月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1箇月</u> とみなす。	
7 (略)		7 (略)	
8 <u>第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</u>		(追加)	
9 <u>第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</u>		(追加)	
10 占用の期間が <u>1年未満</u> である場合（占用の期間が <u>1月未満</u> である場合を除く。）又はその期間に <u>1年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1月</u> とみなす。		8 占用の期間が <u>1箇年未満</u> である場合（占用の期間が <u>1箇月未満</u> である場合を除く。）又はその期間に <u>1箇年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1箇月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1箇月</u> とみなす。	
11 占用の期間が <u>1月未満</u> である占有（占有料を日割りで算定する占有を除く。）の占有料は、その占有期間を <u>1月</u> とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占有料とする。		9 占用の期間が <u>1箇月未満</u> である占有（占有料を日割りで計算する占有を除く。）の占有料は、その占有期間を <u>1箇月</u> とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占有料とする。	
12 (略)		10 (略)	
別表第3（第12条関係）		別表第3（第12条関係）	
1 土砂採取料		1 土砂採取料	
土砂の採取	採取量1立方メートルごとに300円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額	土砂の採取	採取量1立方メートルにつき 300円
2 占用料		2 占用料	
区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港
		通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1箇年につき 230円

改 正				現 行			
通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの			230円	250円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		同 500円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		占有面積1平方メートル1年	520円	550円	住宅、事務所及び工場		同 900円
住宅、事務所及び工場			900円	970円	海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		同 2,640円
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー			2,760円	3,000円	係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱		1基1箇年につき640円
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱			670円	700円	電柱		1本1箇年につき2,790円
第一種電柱		1本1年	1,560円	1,880円	支線柱及び支線		1本（条）1箇年につき740円
第二種電柱			2,400円	2,890円	鉄塔		占有面積1平方メートル1箇年につき1,360円
第三種電柱			3,240円	3,890円	看板		表示面積1平方メートル1箇年につき4,580円
第一種電話柱			1,400円	1,680円	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき68円
第二種電話柱			2,230円	2,690円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	同 97円
第三種電話柱			3,070円	3,690円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同 150円
その他の柱類			140円	170円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同 190円
鉄塔			占有面積1平方メートル1年	1,400円		1,490円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
看板		表示面積1平方メートル1年	1,510円	4,730円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同 390円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	59円	70円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同 680円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		84円	100円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同 970円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円	150円	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	同 1,940円	
					外径が2メートル以上のもの	同 3,890円	
					線類	上空に設けるもの	同 16円
						地下に設けるもの	同 10円

改 正		現 行	
	ル未満 のもの		
	外径が 0.15メ ートル 以上0.2 メート ル未満 のもの	170円	200円
	外径が 0.2メー トル以 上0.3メ ートル 未満の もの	250円	300円
	外径が 0.3メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの	340円	400円
	外径が 0.4メー トル以 上0.7メ ートル 未満の もの	590円	700円
	外径が 0.7メー トル以 上1メ ートル 未満の もの	840円	1,010円
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの	1,680円	2,010円
	外径が 2メー トル以 上のも の	3,350円	4,030円
線類	上空に 設ける もの	14円	17円

改 正				現 行	
	地下に 設ける もの		8円	10円	
備考 1	(略)				備考 1 (略)
2	第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。				(追加)
3	第一種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。				(追加)
4	占用の期間が1年未満である場合（占用の期間が1月未満である場合を除く。）又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月とみなす。				2 占用の期間が1箇年未満である場合（占用の期間が1箇月未満である場合を除く。）又はその期間に1箇年未満の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、その端数は1箇月とみなす。
5	占用の期間が1月未満である占用の占用料は、その占有期間を1月とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。				3 占用の期間が1箇月未満である占用の占用料は、その占有期間を1箇月とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。
6	4及び5の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占用の期間が1月以上である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額とし、占用の期間が1月未満である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。この場合において、年当たりの割合は、 <sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。				4 2及び3の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占用の期間が1箇月以上である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額とし、占用の期間が1箇月未満である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。この場合において、年当たりの割合は、 <sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
7	(略)				5 (略)